

令和 3 年度第 2 回兵庫県環境審議会水環境部会の資料修正

令和 3 年 12 月 15 日に開催された令和 3 年度第 2 回兵庫県環境審議会水部会の資料 1 - 1 について、ご指摘を踏まえ以下について修正しました。

修正した資料については、別添のとおりです。

スライド 15 赤字部分を以下のように修正しています。

栄養塩類増加措置実施者の基本的な考え方

排出水の濃度・負荷量

< 修正前 >

有害物質以外の物質（BOD、COD、SS、銅、亜鉛、溶解性鉄等）~~が原則—~~  
増加しないこと



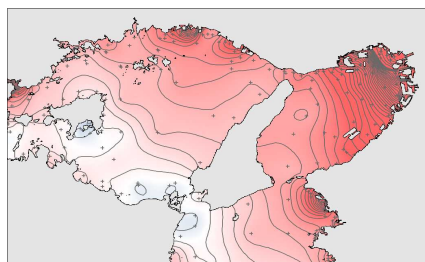
< 修正後 >

有害物質以外の物質（BOD、COD、SS、銅、亜鉛、溶解性鉄等）の排出に  
より、公共用水域に悪影響が生じないこと

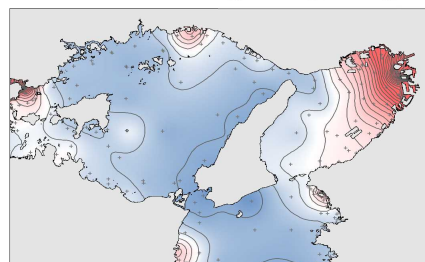
## 1 経緯・目的

- かつて瀕死の海と呼ばれた瀬戸内海は、厳しい排水規制（総量削減計画等）のもと大きく水質が改善
- その反面、一部の水域では、栄養塩類（全窒素・りん）の不足等によるノリの色落ち等が課題
- 改正瀬戸内海環境保全特別措置法（R3.6）に基づき「栄養塩類管理計画」を策定し、栄養塩類（特に全窒素）の供給量増を目指す。

## 2 現状

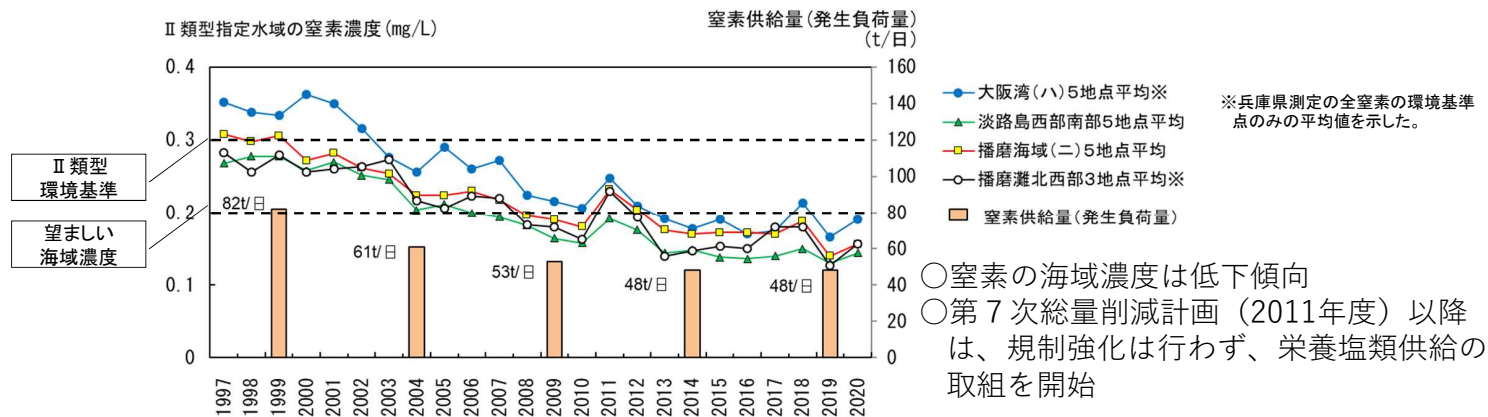


全窒素TN: 1997年度（年度平均、全層）



全窒素TN: 2017年度（年度平均、全層）

出典：広域総合水質調査及び公共用水域水質調査（環境省ホームページのデータを基に藤原建紀委員作成）



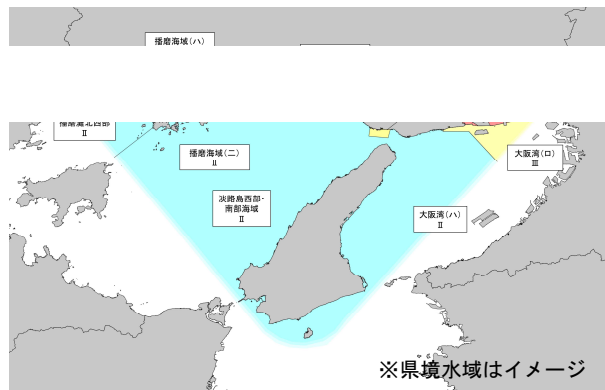
# 豊かで美しい瀬戸内海再生のための施策展開（現在の取組）

## 3 兵庫県での取組

### ■ 望ましい栄養塩類濃度の設定

2019年10月に兵庫県条例を改正。良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保する上で望ましい海域の濃度として、水質目標値（下限値）を全国で初めて設定

水域類型	全窒素(mg/L)		全りん(mg/L)	
	水質目標値 (下限値)	環境基準値	水質目標値 (下限値)	環境基準値
II	0.2	0.3	0.02	0.03
III	0.2	0.6	0.02	0.05
IV	0.2	1	0.02	0.09



※県境水域はイメージ  
水域の類型指定概況図（兵庫県域に限る）

### ■ 栄養塩類の供給方法

#### ① 工場・事業場からの栄養塩類供給

工場・事業場の製造工程や排水処理の見直し等の事例を収集したガイドラインを作成し、栄養塩類供給の取組を普及

#### ② 下水処理場からの栄養塩類供給

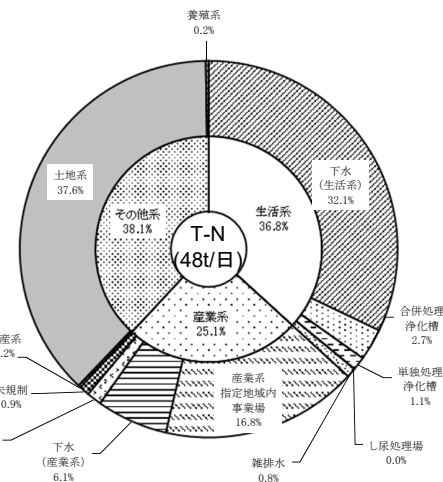
- 冬季に排水中の窒素濃度を上げる季節別運転の取組を推進
- 2019年12月に、県条例を改正し、下水処理場のBOD上乘せ排水基準を見直し

#### ③ 森林・農地等からの栄養塩類供給

栄養塩類涵養機能を有する森林等の適正な管理、豊かな森づくりを引き続き実施

#### ④ その他の取組

漁業者による海底耕うん、海域への施肥試験等



窒素発生負荷量の内訳 (令和元年度)















